新型コロナウイルス感染拡大防止のための神戸大学の活動制限指針

令和2年10月1日現在

レベル		研究活動	授 集 (講義・演習・実習)	学生の入構	学生の課外活動	学内会議	出張・旅行(全構成員)	事務体制
0	通常							
1	一部制限	感染拡大防止に配慮して、研究活動を行うことができ ます。		感染拡大防止に配慮し、一部の授業の受講、研究活動、許可された一部の課外活動以外の入構を制限	感染拡大防止に配慮して、一 部の課外活動を許可	感染拡大防止に配慮して、対 面会議を行いますが、オンラ イン参加を推奨します。	流行地域への出張・旅行注意	感染拡大防止に配慮して、ほ ぼ通常の勤務を行います。
2	制限一小	研究活動は続行できますが、感染拡大防止に配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	ては、部局の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施する ことは可	原則として、学部学生の入構 を禁止(実験・実習・演習の 一部を受講する場合及びアク セスポイントを使用する場合 の入構は可とする) 大学院生の不要不急の入構を 禁止	感染拡大防止に配慮して、一 部の課外活動を許可	原則としてオンライン会議	流行地域への出張・旅行の自粛	感染拡大防止に配慮をしつつ 、通常の勤務をするが、時差 出退勤と在宅勤務を推奨しま す。
3	制限−中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	原則として遠隔授業のみ	原則として、学部学生の入構 を禁止(アクセスポイントを 使用する場合の入構は可とす る) 現在進行中の実験・研究に従 事する大学院生以外は入構を 禁止	全面活動禁止 (動物の世話に必要な活動を 除く)	原則としてオンライン会議	流行地域への出張・旅行の原 則禁止 その他地域への出張・旅行は 自粛とします。	感染拡大に配慮しつつ、業務 上必要な人員が出勤し、その 他は在宅勤務とします。
4	制限-大	次に掲げる研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員を含む。)のみ研究室の立ち入りが許可されます。できるだけ交替制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 (ア)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長時間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ (イ)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ (ウ)生物、液体窒素、毒劇物等の維持・管理及び実験施 といいては、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では		学部学生の入構を禁止 現在進行中の実験・研究に従 事する大学院生以外は入構を 禁止	全面活動禁止 (動物の世話に必要な活動を 除く)	原則としてオンライン会議	緊急事態宣言対象地域への出張・旅行の原則禁止 その他地域への出張・旅行は自粛とします。	事務機能維持のため、必要最 小限の人員が出動し、その他 は在宅勤務とします。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物、液体窒素、毒劇物等の維持・管理及び実験施設、サーバー等の稼働・維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能です。この場合、原則交替制とし、立ち入り者間で面談は禁止します。	原則として全ての授業科目の開講を中止	全ての学生の入構を禁止	全面活動禁止	オンライン会議のみ ただし、大学(部局)運営上 必要最小限の会議は、感染拡 大防止策を講じた場合に限り 対面会議も可能です。	全ての移動を原則禁止	原則として在宅勤務とします。大学機能の最低限の維持の ために、組織の長の許可を得 た場合に限り、出勤すること が可能です。

- * 黄色は現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により、新型コロナウイルス対策本部会議において随時見直しを行い、公表します。
- * なお、医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用対象外。
- * 教職員の海外出張や学生の海外留学及び外国人研究者・外国人留学生の受入等については、原則として「神戸大学国際交流危機管理マニュアル」に従って対応する。
- * この活動制限指針は、全学共通を原則としますが、感染状況等に応じて各キャンパスや部局ごとに判断する場合もあります。